

令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

- 1 令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書  
（別冊）
- 2 令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算審査  
意見書（別冊）